### 重要なお知らせ

(必ず、保護者の方に 渡してください)

# こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

令和5年2月更新

### 1. 制度の概要

### 【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組 みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

#### 【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住 所を有する方**が対象です。

### ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、 30万4,200円以上の方(年収目安約910万円以上の方・・・年収目 安については、以下の「3.支給額」の説明をご覧ください。)

### 【算定式】課税標準額 (課税所得額)×6% - 市町村民税の調整控除の額

- ・高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合 は別途算定)を超えた方

# 2. 受給資格の申請、収入状況の届出

### 【受給資格の申請(新入生の方)】

利用のためには、申請が必要です。入学時等に学校から案内があるの で、必ず申請手続を行ってください(マイナンバー関係手続きを含む)。 申請された内容を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

### 【収入状況の届出(在校生の方)】

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、改めて学校からの 案内に従い、**収入状況の届出**が必要です。過去にマイナンバーを提出し た場合など、手続が一部不要になる場合があります。詳細は学校からの 案内に従ってください。

- ※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する 事務に活用します。
- ※確定申告をされていない方や、住民税が未申告の方は、地方税情報の 確認ができないため、税の申告後に、改めて課税証明書等を提出して いただく場合があります。必ず事前に申告手続を行ってください。

# 3. 支給額

### (1)公立学校に通う生徒:

公立高校授業料相当額(年額11万8,800円) 国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

### (2)私立学校等に通う生徒:

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、1.に記載した算定式により計算 した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家 族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、実際の 判定基準とは異なるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額 支給額 39万6,000円 11万8,800円 (基準額)

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。 私立学校等の場合、 所得に応じて加算 ※各学校の授業料との差額は、 各世帯で負担。 私立高校の場合79,200円/年 を富山県独自に支援 所得判定基準 1.に記載の算定式 304,200円 154,500円 により計算した額

具体的な手続などについては裏面をご覧ください→

(年収目安※) (910万円) (590万円)

# 全員必要 です!

## 4. 申請

**入学時等に学校から案内があります**ので、申請を行ってください。申 請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

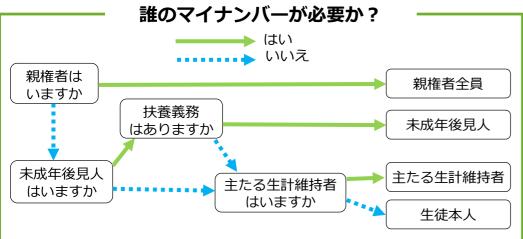
申請には、スマートフォンやパソコン及びマイナンバーが明らかにで きるものが必要です。

#### 【申請手続】

- スマートフォンやパソコンによるオンライン申請
- ※親権者全員分のマイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナ ンバーが記載された住民票等をご準備ください。
- ※オンライン申請が困難な場合は、学校からの案内に従ってください。

### (注意事項)

- ・虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に 処されることなどがあります。
- ・マイナンバーは原則、親権者全員分(例:親権者が両親ならば2名 分)が必要です。詳細は下図をご覧ください。



#### 離婚協議中や別居中の場合でも原則2名分のマイナンバーが必要です。

※下記の例の場合など、マイナンバーの提出が困難と認められる場合は、上図 と異なる場合があります。提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性 のある場合は、まず学校等にご相談ください。

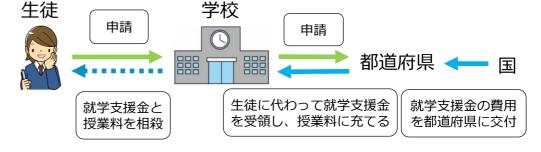
(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・失踪により接触することができない場合
- ・親権者の一方にマイナンバーの提出を求めたが応じてもらえない場合 等

### 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代 わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るもの ではありません。

(国公立高校は授業料負担が実質0円になります。私立高校等の場合、 授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細 については、学校へお問い合わせ下さい。)



## 6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、非課税世帯・生活保護世帯の授業料以外の教 育費(教科書費・教材費など)を支援する『高校生等奨学給付金』 (返済不要)があります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。県内 の学校の場合は、入学された学校から申請についてのお知らせを配 付します。

なお、保護者が県外にお住まいの場合は保護者がお住まいの都道 府県に申請いただくことになります。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPに掲載しています。

- ※私立高校については、非課税世帯・生活保護世帯・年収590万円 未満の多子世帯の入学時納付金を減免する制度を富山県独自に設け ています。入学時等に学校から案内があります。
- 〇制度全体について知りたい。他県の窓口がどこか知りたい。(文科省HP(以下URL)) https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/1344089.htm
- 〇富山県内の高校等に進学する場合について知りたい。 →(県立高校)富山県教育委員会県立学校課

電話 076-444-3448

→(私立高校)富山県経営管理部学術振興課私学振興係 電話 076-444-3159